

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊佐市長

市町村名 (市町村コード)	伊佐市 (462241)
地域名 (地域内農業集落名)	山野地区 (小木原上、小木原上中、小木原下、小木原東、春村、小木原中、停車場、境目、塚町、仲町、本町、本山野、上松、下之馬場、上之馬場、尾之上、荒平、小川内、石井、井立田、三日月、押野々、布計、五女木、竹屋敷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、県境の国有林に広く隣接する地域であり、シカやイノシシによる被害が多い。平地部では大規模農家や農業法人を中心に水稻を主とした営農が行われているが、農地が分散しており作業効率があまり良くない。農業者の平均年齢は67歳であり、高齢化に伴う離農者の増加や後継者不足が課題となっている。

【地域の基礎的データ】

農業者:175人(うち50歳以下21人)、団体経営体(法人)6経営体

### (2) 地域における農業の将来の在り方

認定農業者や新規就農者を中心に、農地の集約化を推進していく。  
農地の大区画化や汎用化に向けた基盤整備事業の導入についての検討を進め、実施に結び付ける。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	495 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	404 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者を中心に農地の集積・集約化を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用した基盤整備事業への取り組みを検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業の実現に向けて関係者の意向を把握しながら、地域全体の意識醸成を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
離農する高齢農家の経営農地を規模拡大を図る経営体へ継承するなどし、地域全体で農地の維持に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農用地区域内等で安全に農作業ができる農地においては、無人ヘリによる農薬散布を委託するなどし、農作業の効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--